

委員会提出議案第4号

さぬき市議会委員会条例の一部改正について

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第109条の2第5項及び会議規則第14条第2項の規定により提出する。

平成22年12月22日

提出者 議会運営委員長 江村信介

(提案理由)

議員定数の削減に伴い、常任委員会及び議会運営委員会の委員定数を変更するため。

さぬき市議会委員会条例の一部を改正する条例

さぬき市議会委員会条例（平成14年さぬき市条例第198号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「9人以内」を「7人」に改め、同条第2号中「9人以内」を「7人」に改め、同条第3号中「9人以内」を「8人」に改める。

第4条第2項中「9人」を「8人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日以後初めてその期日を告示される一般選挙により選出されたさぬき市議会議員の任期起算日から施行する。

議員提出議案第3号

公財政支出による教育費の充実を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出する。

平成22年12月22日

提出者	さぬき市議会議員	白澤	優
賛成者	さぬき市議会議員	国方	幸治
賛成者	さぬき市議会議員	大山	博道
賛成者	さぬき市議会議員	多田	泰宏
賛成者	さぬき市議会議員	松原	壯典
賛成者	さぬき市議会議員	多田	一明

公財政支出による教育費の充実を求める意見書

わが国が直面する難局を克服し立て直しを図るため、今こそ、教育の充実によって、未来に向けて、明るく強い社会をつくっていくことが必要である。

とりわけ、現下の厳しい経済情勢においては、所得の格差の拡大や雇用不安も懸念されているところであり、そのような中、社会保障としての公教育の機会を確保する重要性が一層高まっている。

わが国は、1964年に経済協力開発機構（OECD）に加盟し、内外から先進国として認められている。しかしながら、OECDが2010年に発表した、加盟国の教育施策に関する調査結果によれば、2007年の日本の国内総生産（GDP）に占める公的な教育支出の割合は主要国中最下位となっている。そのことは、教育費について、家計負担が重いことを示している。

また、日本国憲法第26条に規定する「教育を受ける権利」を保障するために就学援助制度が設けられている。近年の経済、雇用状況の悪化により、就学援助制度の果たす役割が拡大しているが、国庫補助制度が後退したために、自治体間で格差が広がっている。

教育の機会均等を図ることを目的として義務教育費国庫負担制度が設けられているが、「三位一体改革」により国庫負担率が削減されている。このことにより、十分に教育費が確保できない場合は、教育の質の低下を招き、地域格差の拡大が懸念される。

そもそも、教育とは、人づくりであり、それは社会づくり、国づくりである。教育は、人生前半の社会保障であり、将来への先行投資である。意欲と能力があるだれもが安心して教育が受けられる社会を実現することは、国の責務である。

よって、国においては、下記の事項の実現に努力されるよう、強く求めるものである。

記

- 1 公財政教育支出の割合について、対GDP比をOECD諸国の平均以上にすること。
- 2 就学援助に係る地方財政措置を増額すること。
- 3 義務教育費国庫負担制度について、国庫負担率を2分の1に復元することを含め、制度を充実すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

香川県さぬき市議会

【提出先】 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣